

概

要

版

第3次

碧南市

HEKINAN ENVIRONMENT Master Plan

環境基本計画

やろまい つくろまい 環境のまち 碧南



令和3年3月
碧南市

碧南市環境基本計画とは

●計画策定の目的

環境基本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

第2次碧南市環境基本計画の策定から7年が過ぎ、策定当時にはなかった環境問題にも対応し、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた本市の豊かで快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次碧南市環境基本計画を策定することとなりました。

本計画においては、前計画の見直しを図りながら施策体系を構築し、引き続き、多様な環境施策の持続的展開と発展を目指します。

●計画の役割と位置付け

(1) 計画の役割

- ① 実現したい環境将来像（ビジョン）を示します。
- ② ビジョンを実現するため、市民、事業者、行政によって取り組むプロジェクトを示し、パートナーシップに基づいて三者協働で実践する方向性を示します。
- ③ 総合的かつ計画的に環境施策を推進するための計画推進方策を示します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、第6次碧南市総合計画における本市の将来像「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」の環境面を補完しつつ、碧南市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。また、市が策定し実施する施策のうち、環境に影響を及ぼすと認められるものについては、同条例第10条に基づき、すべて本計画との整合を図るものとします。

なお、この計画は、国及び県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、本市独自の環境基本計画としてまとめるものです。

●計画の対象

(1) 地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。

(2) 推進主体の範囲

- 市民：市内に在住、在勤及び在学する方（市民団体も含む）
- 事業者：市内の企業及び自営業者
- 行政：市役所（施策によっては国及び県とも調整）

(3) 環境の範囲

- 自然環境：矢作川及び油ヶ淵、海岸等の水辺や寺社・仏閣に残る樹林、グラウンド及び緑地等
- 生活環境：大気、公有水面、交通、騒音、悪臭及びまちの景観等
- 循環環境：ごみ減量及びリサイクル等

●計画期間と目標年次

環境の保全、回復及び創造にあたっては、長期的な視点に立つことが重要となります。したがって、本計画は約30年後の令和32年（2050年）を展望しながら、計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、環境保全に対する社会情勢、科学技術の進歩、市民意識及び社会ニーズの変化に合わせ、おおむね5年後に計画全体の点検を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

●計画の理念

- (1) 水と大地の碧（みどり）を育み、自然との共生を図ります。
- (2) 歴史や地域文化を大切に、より豊かな生活を目指します。
- (3) 将来の世代と共有できる良好な環境を創ります。
- (4) 限りある資源とエネルギーの循環的な有効利用を図ります。
- (5) 地球環境を見据えて、広域的な協働活動を推進します。
- (6) 市民、事業者、行政が良好なパートナーシップの下に実行します。

目指すべき環境の将来像

すべての者がパートナーシップの下に協働して、良好な環境の保全、回復及び創造を推進し、自然と生き物が共生できる環境に優しいまち

環境基本目標

基本目標1 自然環境の保全 (碧南市生物多様性地域戦略)



人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然が共生していくまちを目指します。

基本目標2 まちづくり



現在及び将来の市民が、公害のない健康で安全かつ文化的な生活のできるまちを目指します。

基本目標3 循環



資源が有限であることを認識して、資源の合理的かつ循環的利用により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを目指します。

基本目標4 地球温暖化対策 (碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))



エネルギーの合理的かつ循環的利用により、地球温暖化の防止及び温暖化した気候に適応するまちを目指します。

＜温室効果ガス排出量の削減目標＞

令和 12 年度 (2030 年度) に
平成 25 年度 (2013 年度) 比で 46.0%削減

基本目標5 ひとづくり



地域の環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、あらゆる事業活動及び日常生活において、広域的な協力のもとに推進するまちを目指します。

※基本目標 5 は、4 つの基本目標全てに共通する基盤的な目標です。

持続可能な開発目標 (SDGs) アイコン

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs の 17 の目標のうち
本環境基本計画が貢献する 13 の目標

<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
			<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

リーディングプロジェクト

5つの基本目標を 実現するための施策

リーディングプロジェクトとは、幅の広い環境という分野の中で、目指すべき環境の将来像の実現に向けた、市民、事業者、行政によるパートナーシップで実施する具体的な行動です。下記の各重点テーマに基づく行動が、基本施策を始めとする計画全体を牽引し、環境基本計画の実効性を高める役割を担っています。

基本目標 1 自然環境の保全 (碧南市生物多様性地域戦略)

- (1) 水辺環境の保全と創造
- (2) 緑地の保全と創造
- (3) 外来種駆除

重点テーマ：自然環境の保全・共生

- ① 水路・河川浄化プロジェクト
- ② 矢作川ふれあいプロジェクト
- ③ よみがえれ油ヶ淵プロジェクト
- ④ みどり再生プロジェクト
- ⑤ 外来種駆除推進プロジェクト

基本目標 2 まちづくり

- (1) 公害防止対策の充実
- (2) 景観整備の推進

重点テーマ：まちづくり・ライフスタイル

- ① おとましい（勿体ない）推進プロジェクト
- ② 身近な乗り物プロジェクト
- ③ へきなんの景観保存・創造プロジェクト

基本目標 3 循環

- (1) 資源循環（3R）を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくり
- (2) 水循環の確保

重点テーマ：ひとづくり・環境意識への種まき

- ① 環境きっかけプロジェクト
- ② みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト
- ③ 碧（みどり）の道里親プロジェクト
- ④ 土、食大切プロジェクト

基本目標 4 地球温暖化対策

(碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）)

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進
- (2) 省エネルギーの促進
- (3) 環境負荷の少ないまちづくり
- (4) 温暖化に適応するまちづくり

重点テーマ：資源循環・低炭素

- ① 生ごみ活用循環プロジェクト
- ② 再生可能エネルギー（太陽光等）利活用推進プロジェクト
- ③ 天の恵み雨水利用プロジェクト

基本目標 5 ひとづくり

- (1) 環境教育・学習と情報提供の推進
- (2) 協働による環境保全活動の推進



基本目標 1 : 自然環境の保全（碧南市生物多様性地域戦略）

基本施策 1 - (1) 水辺環境の保全と創造

- ①生物多様性に配慮した水辺等の再生・修復・保全
- ②油ヶ淵の環境の保全
- ③自然とふれあう機会の創出

基本施策 1 - (2) 緑地の保全と創造

- ①市街地の緑地の保全と創造
- ②公園等の公共緑地の整備及び公共施設の緑化
- ③道路緑化の推進
- ④緑道の整備
- ⑤緑地としての農地の保全

基本施策 1 - (3) 外来種駆除

- ①外来種駆除
- ②外来種対策

市民の取組 ～できることからやってみよう！～

- ・自宅では、雨水や風呂の残り湯を散水などに利用します。
- ・買い物をするときは、地元産の農産品、水産品を選びます。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮していることを示す環境マークのついた商品の購入を心がけます。
- ・特定外来生物の駆除活動や、発見のための知識の取得や周知を行います。
- ・油ヶ淵浄化デー、クリンピーなどの清掃活動に参加し、きれいな水辺を保ちます。
- ・自宅に植物を植え、自宅から生態系に配慮した環境を作っていきます。
- ・地区ミーティングや様々な媒体を利用して、より良い緑地づくりへの意見を発信します。
- ・生き物を飼うときは、最後まで責任を持って世話をします。
- ・オオキンケイギクなどの外来種の駆除活動に参加します。

基本目標 2 : まちづくり

基本施策 2 - (1) 公害防止対策の充実

- ①環境監視体制の充実
- ②公害防止協定の適正な運用
- ③生活排水対策の推進
- ④広域的な連携⑤悪臭対策

基本施策 2 - (2) 景観整備の推進

- ①景観の保全と創造
- ②ごみのポイ捨て対策

市民の取組 ～できることからやってみよう！～

- ・大気環境や水環境に関心をもって、異常を発見した場合は関係機関に連絡します。
- ・毎月の油ヶ淵の水質調査に参加します。
- ・自宅敷地周辺も落ち葉やごみの掃除などをこまめに行い、ごみが落ちていたら拾います。
- ・ペットを飼う際のマナーを守っていきます。
- ・不法投棄の現場を見つけたら情報を市に提供します。
- ・クリンピーなどの地域の清掃活動に参加します。



基本目標 3 : 循環

基本施策 3 - (1) 資源循環 (3R) を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくり

- ① 資源循環 (3R) の推進
- ② 廃棄物適正処理の推進
- ③ 事業活動における環境負荷の低減
- ④ グリーン購入の促進
- ⑤ 適正な廃棄物最終処分

基本施策 3 - (2) 水循環の確保

- ① 水の合理的、循環的利用
- ② 雨水の有効利用

市民の取組 ~できることからやってみよう!~

- ・詰替えや付替え、繰り返し利用可能など、できる範囲で、使用後にごみになりにくい商品を選びます。
- ・再利用可能・再生利用可能な品や再生品を利用して、リサイクルの輪をつなげます。
- ・生ごみは自宅でたい肥化するか、乾燥させてから市の収集に出します。
- ・自宅の庭木や道路沿いの雑草を伸ばしすぎない等の管理に努め、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・節水コマ、節水シャワーヘッドなどを利用して水使用量を節減します。

基本目標 4 : 地球温暖化対策 (碧南市地球温暖化対策実行計画区域施策編)

基本施策 4 - (1) 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
- ② その他の再生可能エネルギーの利用拡大

基本施策 4 - (2) 省エネルギーの促進

- ① 省エネルギー行動・機器導入の促進
- ② 省エネルギー機器等を活用した都市基盤整備

基本施策 4 - (3) 環境負荷の少ないまちづくり

- ① 緑地の保全と創造【再掲】
- ② 低炭素型の交通手段の普及促進

基本施策 4 - (4) 温暖化に適応するまちづくり

- ① 暑さに強いまち
- ② 災害に強いまち
- ③ 情報提供

市民の取組 ~できることからやってみよう!~

- ・市の補助制度を利用して、太陽光発電、蓄電池などの再生可能エネルギー利用設備を導入します。
- ・無駄な点けっ放し等をなくし、節電・節水に心がけます。
- ・電化製品を買うときには、省エネ性能にも気をつけます。
- ・焼却余熱を使用している施設 (サンビレッジ衣浦) を利用していきます。
- ・エネルギー効率の良い自動車 (電気自動車やプラグインハイブリッド) を導入します。
- ・夏季にはグリーンカーテンを導入します。
- ・夏季にはエアコンを適正に利用し、水分補給を適宜行うことで、熱中症に気を付けます。

基本目標 5 : ひとづくり

基本施策 5 - (1) 環境教育・学習と情報提供の推進

- ① 環境教育・学習の推進
- ② 環境情報の交流の促進

基本施策 5 - (2) 協働による環境保全活動の推進

- ① 市民の環境保全活動への参加と自主的行動
- ② 事業者の自主的取組の支援
- ③ パートナーシップの形成
- ④ 広域的な連携

市民の取組 ~できることからやってみよう!~

- ・市の資料に掲載されている、環境に関する情報に目を通します。
- ・テレビや新聞、雑誌などで報道される、環境に関する情報に関心を持ちます。
- ・趣味のつながりなど、情報交換できる人脈を広げます。
- ・他市の環境に関する良いところを見つけたら、取り入れます。
- ・地域の仲間と環境を良くする取組を始めます。

計画推進方針

計画は、実行されなければ「画に描いた餅」に終わってしまいます。本計画に示された様々な施策を実行に移すには、それを進めるための体制の整備が必要です。また、計画全体の進行度合いをチェックし、個別施策及びリーディングプロジェクトの適切な実施や相互調整等、うまくコントロールする仕組みも必要です。

環境基本計画では、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取組のほか、これらのパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組が重要です。そのため、本計画は初期段階からパートナーシップ型で策定しましたが、引き続き、パートナーシップの下に計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

推進及び活動の体制

■ 個別施策及びパートナーシップによる計画の推進

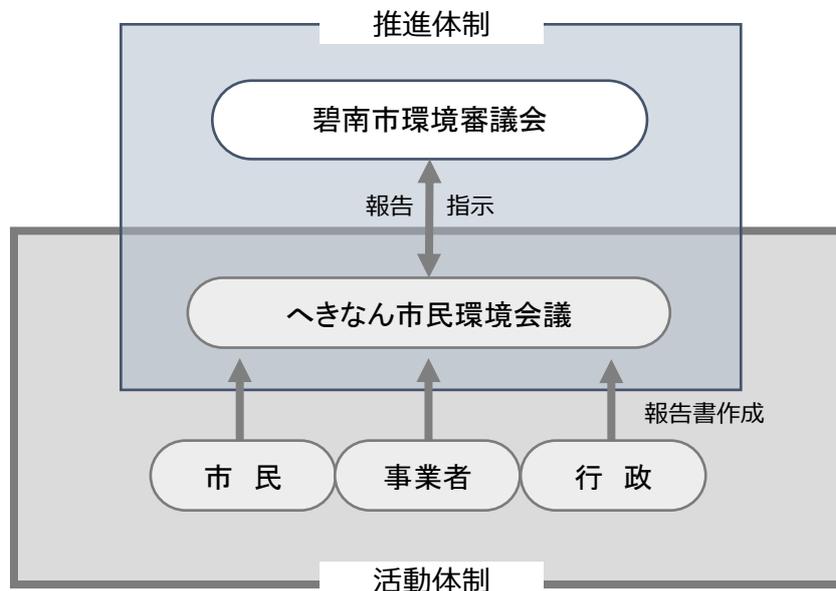
個別施策及びリーディングプロジェクトについて、市民、事業者、行政が協働で具体的に計画を進めていくため、市民、事業者、行政の三者で構成されるへきなん市民環境会議で点検、調整を図りながら活動を継続します。また、碧南市環境審議会が計画進捗状況を点検し、へきなん市民環境会議とで構成する推進体制を構築することにより、計画を推進します。

■ 市役所内部の庁内横断組織

計画の実施には、庁内各部署が相互に連携することが必要となるため、庁内に横断的な組織を設置します。この組織は、個別施策及びリーディングプロジェクトの実施に関する庁内の調整、計画の進行管理を行います。

■ 環境保全活動への支援

市民及び事業者が自主的に行う地域での活動に対して支援するとともに、それぞれが自立して活動できるよう支援します。また、自主的及び自律的に活動することで、人材育成効果も期待しています。



進行管理

PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。PDCA とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、これらを繰り返し行うことで、計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら改善を図り、実行に移します。

そのツールとして「環境の状況に関する報告書」（以後「報告書」という。）を用います。報告書は、計画の全体的な進捗状況及び達成目標への到達状況を把握し、評価及び見直し内容を市民、事業者、行政に明らかにするものとして位置づけます。さらに、報告書に対して広く市民からの意見を求め、それを反映するように工夫します。

碧かがやく碧南市へ

朝起きると 空気が美味しい

さあ 散歩しよう

街角 公園の 緑の木々が

迎えてくれる

豊かな大地 碧い海

そして矢作川

大いなる希望を もたらしてくれる

ひとり ひとりが

未来に続く 大きな夢を

空いっぱいに描こう



HEKINAN ENVIRONMENT Master Plan

発行・編集

碧南市経済環境部環境課

〒447-8601 愛知県碧南市松本町 28 番地

☎ (0566) 41-3311 (代表)

ホームページアドレス <http://www.city.hekinan.lg.jp/>

電子メールアドレス kankyoka@city.hekinan.lg.jp